

第40回 千葉県屋外広告物審議会議案一覧表

令和6年10月24日

第1号議案 千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定の解除について（諮問）

公 第 8 8 8 号

千葉県屋外広告物審議会 様

千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定の解除について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第4条第6号及び第7号の規定により指定した次の禁止地域等を解除したいので、同条例第18条第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和6年9月26日

千葉県知事 熊谷俊人

記

1 禁止地域等指定を解除する区域

昭和44年6月14日千葉県告示第428号

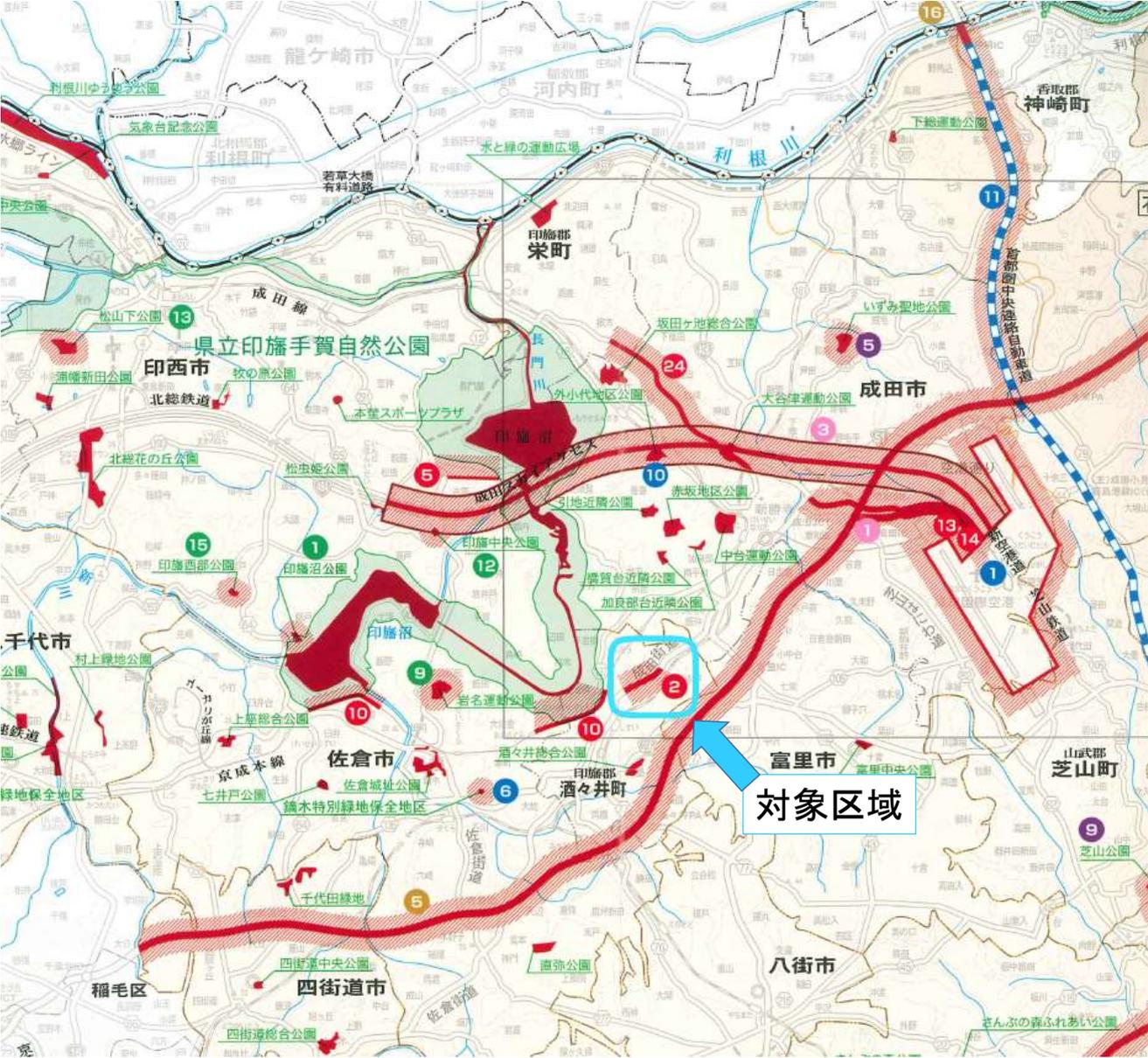
第6号及び7号によるもの 第2号

一般国道51号線のうち印旛郡酒々井町伊籬向山84番地先から同町大日112番地先までの区間の路面及びその両側300メートル以内の区域

2 指定解除の理由

昭和43年4月9日に県の史跡として指定を受けた「成田道伊籬の松並木」の景観保全を目的として、屋外広告物条例に基づく禁止地域等指定をした。しかし、経年のうちに松くい虫被害で枯死、伐採され、松並木が消失したため史跡指定は解除されている。これを受け、地元酒々井町長からの要望があり、禁止地域等の指定を解除するもの。

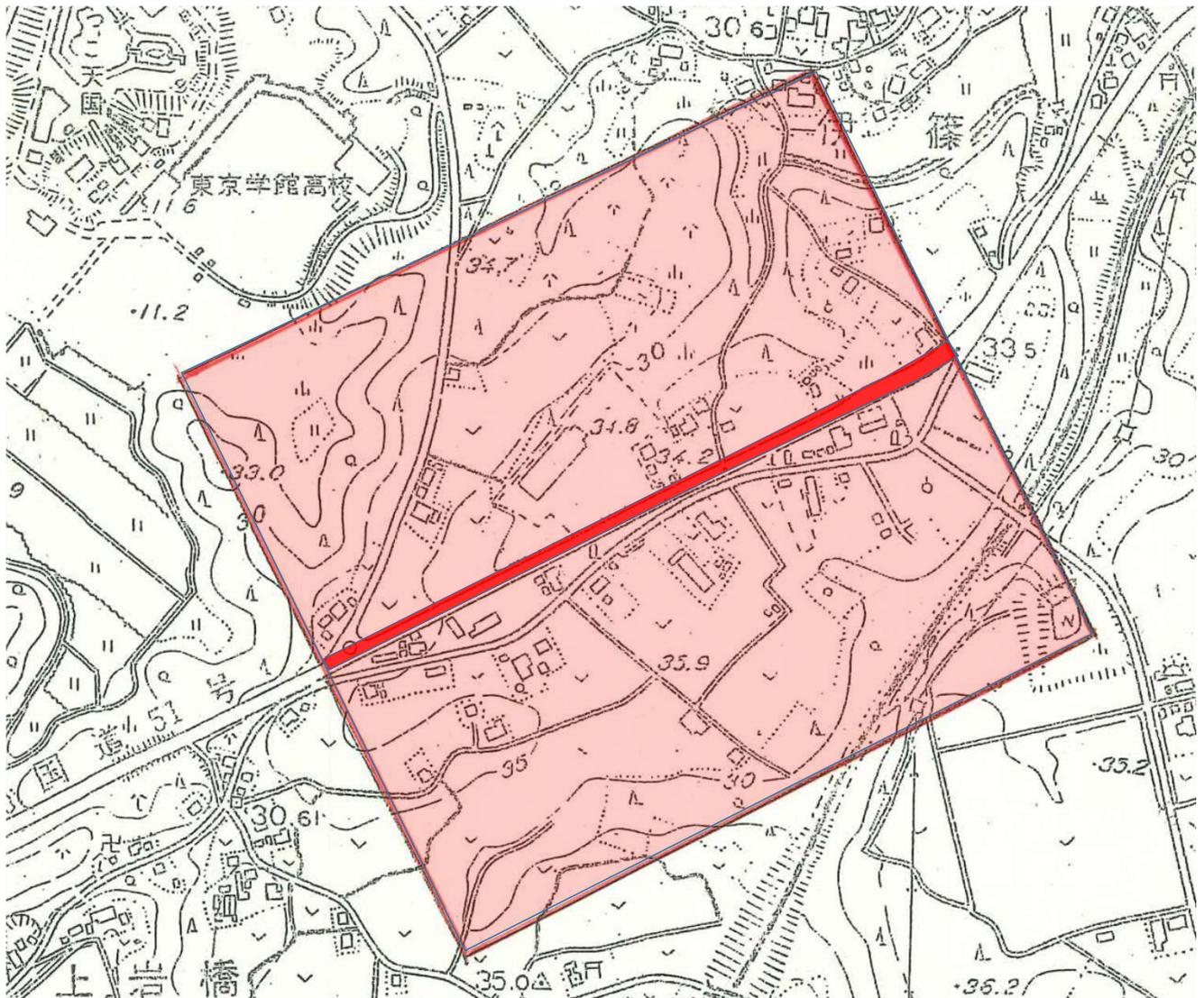
千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定を解除する区域について



千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定（第6・7号）

一般国道51号線のうち印旛郡酒々井町伊篠向山84番地先から同町大日112番地先までの区間の路面及びその両側300メートル以内の区域
 【S44年千葉県告示第428号】

千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定を解除する区域について(詳細版)



千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定 (第6・7号)

一般国道51号線のうち印旛郡酒々井町伊篠向山84番地先から同町大日112番地先までの区間の路面及びその両側300メートル以内の区域

【S44年千葉県告示第428号】

千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定の解除について

屋外広告物条例第4条の規定により屋外広告物の表示や設置を禁止指定しているもののうち、その目的としていた景観を保全すべき対象が不存在となり、指定解除要望のあった告示について、禁止指定を解除したい。



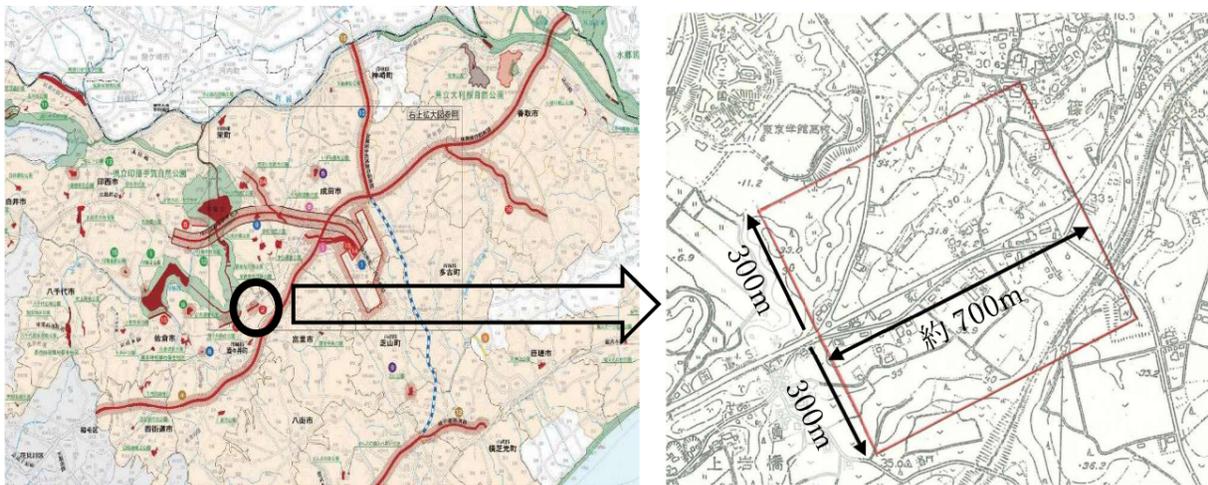
昭和40年頃の状況



令和6年度現在の状況

1 指定解除対象

一般国道51号のうち印旛郡酒々井町伊篠向山84番地先から同町大日112番地先までの区間の路面及びその両側300メートル以内の区域
(昭和44年6月14日告示第428号)



3 スケジュール

令和6年10月 屋外広告物審議会（諮問）
令和7年2月 指定解除告示

<参考> 指定解除後の規制

禁止地域等指定解除後は、当該地域が都市計画区域であることから自動的に許可地域等となり、許可を受けることで適正な広告物の表示や掲出が認められる。

2 経緯

- ・成田に通じる唯一の道であり、旅人の憩いの場や野馬の日よけの場として使われた松並木であったことから、その歴史的な価値を保全するため、昭和43年に千葉県文化財保護条例に基づき史跡指定。
- ・松並木の景観を保全するため、千葉県屋外広告物条例に基づき、昭和44年に道路とその両側300m以内の区域を禁止地域に指定（第4条第6、7号該当）。
- ・松くい虫被害により枯死、伐採され、昭和59年に県の史跡指定解除。
- ・昭和59年に町の史跡指定、平成13年に町の史跡指定解除。
- ・景観を保全すべき松並木が存在しないことにより、酒々井町から禁止指定解除要望あり。

千葉県屋外広告物条例第4条（禁止地域等）

何人も、次の各号に掲げる地域、区域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (6) 高速自動車国道及び自動車専用道路で供用されているものの区域（休憩所又は給油所の存する区域で知事が指定するものを除く。）、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で供用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域並びに…
- (7) 道路及び鉄道等に接続し、かつ、当該道路及び鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域